

## マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

 マイナンバーカードの保険証利用にはこんなメリットがあります!

- (1) 過去に処方されたお薬や受診結果など医師や薬剤師とデータを共有し、より良い医療が受けられるようになります。また、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報は、マイナポータルにて、ご本人も閲覧可能となります。
- (2) 転居による保険証の切り替えや更新が不要となります。  
(※なお、新しい保険者への加入手続きは必要です。)
- (3) 限度額適用認定証の手続きが不要となり、高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

 マイナンバーカードを保険証として利用するには?

- (1) マイナンバーカードを申請する  
スマートフォン、パソコン等のオンライン申請や郵便による申請、証明用写真機でも申請できます。
- (2) マイナンバーカードを健康保険証として登録する  
マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関、薬局の受付で登録できます。

 マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 (年末年始を除く)

平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による  
マイナンバーカードの  
一時利用停止については  
24時間365日  
受付!



マイナンバーカードの  
申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>

## 健康診査(健診)を受けましょう

毎日を健康でいきいきと過ごすためには、生活習慣の改善や病気を早期発見し、重症化を防ぐことが大切です。自分の健康状態を定期的に確認し、体調の推移を知るためにも、健康診査を受診しましょう。

- 対象者: **加入者全員** (老人ホーム入所者等は対象外)
- 料金: **無料(年1回)**
- 受診方法: お住まいの市町村によって異なります。  
詳しくは市町村窓口へお問い合わせください。
- 脳ドック等の助成: 広域連合では助成をしておりません。  
市町村が独自に助成をしている場合がありますので、市町村窓口へお問い合わせください。



## 歯周疾患検診を受けましょう

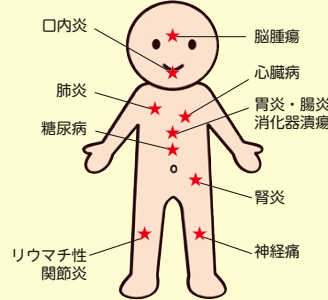
お口の中を健康に保ち、いつまでも食べる楽しみを持ち続けていただくため、お口の中の検診事業を行っています。

- 対象者: **令和5年度中に75歳になられた方**  
(昭和23年4月1日から昭和24年3月31日までに生まれた方)
- 料金: **無料(年1回)** (検査の結果、治療となった場合は、自己負担が発生します)
- 受診方法: 対象者には広域連合から受診券が届きます。案内にそって受診してください。
- お問い合わせ: 広域連合へ

### 歯の疾患が全身に及ぼす影響

歯周病やむし歯になると、口の中に細菌が増えてきます。この状態を放っておくと細菌が血管に入って全身に広がり、いろいろな病気を引き起こしたり、糖尿病や心疾患などの生活習慣病を悪化させたりすることがあります。

また、痛みがあったり歯がなかったりすると、食べ物をよく噛まずに飲み込んでしまうため、胃腸に負担がかかり消化器系の病気を引き起こすこともあります。



ご不明な点がございましたら、お住まいの市町村窓口または山形県後期高齢者医療広域連合へお気軽にお問い合わせください。

**お問い合わせ先** お住まいの市町村窓口または

**山形県後期高齢者医療広域連合**

〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地

電話 0237-84-7100

<http://www.yamagata-kouiki.jp/>



# 後期高齢者医療制度のお知らせ

**山形県後期高齢者医療広域連合**

「広域連合」は、後期高齢者医療制度を運営するために  
県内全市町村によりつくられた組織です。

# 保険証

- 75歳の誕生日前日までに保険証が届きます。誕生日当日から使用できます。
- 障がい認定を受けた場合は、申請の際に交付されるか、後日送付されます。

保険証の有効期限です。

後期高齢者医療被保険者証		有効期限 令和7年7月31日
被保険者番号	01234567	
住所	寒河江市大字寒河江字久保6番地	
氏名 <b>長寿 太郎</b>		
生年月日	昭和8年5月1日	性別 男
資格取得年月日	平成20年5月1日	
発効期日	平成20年5月1日	
交付年月日	令和6年8月1日	
一部負担金の割合	△割	
保険者番号	3906****	
保険者名	山形県後期高齢者医療広域連合	

医療機関の窓口で負担する割合です。

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。

- 有効期限を過ぎた保険証は使用できなくなります。  
※返還は不要です。
- 保険証は7月下旬にお住まいの市町村から送付されます。
- 新しく加入した方で、サラリーマンやその扶養家族だった方は、これまでに使用していた保険証を勤務先に返してください。



## 医療機関を受診する際は新しい保険証を提示してください。

- 有効期限前に窓口負担割合（3割・2割・1割）が変更になる場合があります。その際は、新しく届いた保険証をお使いください。

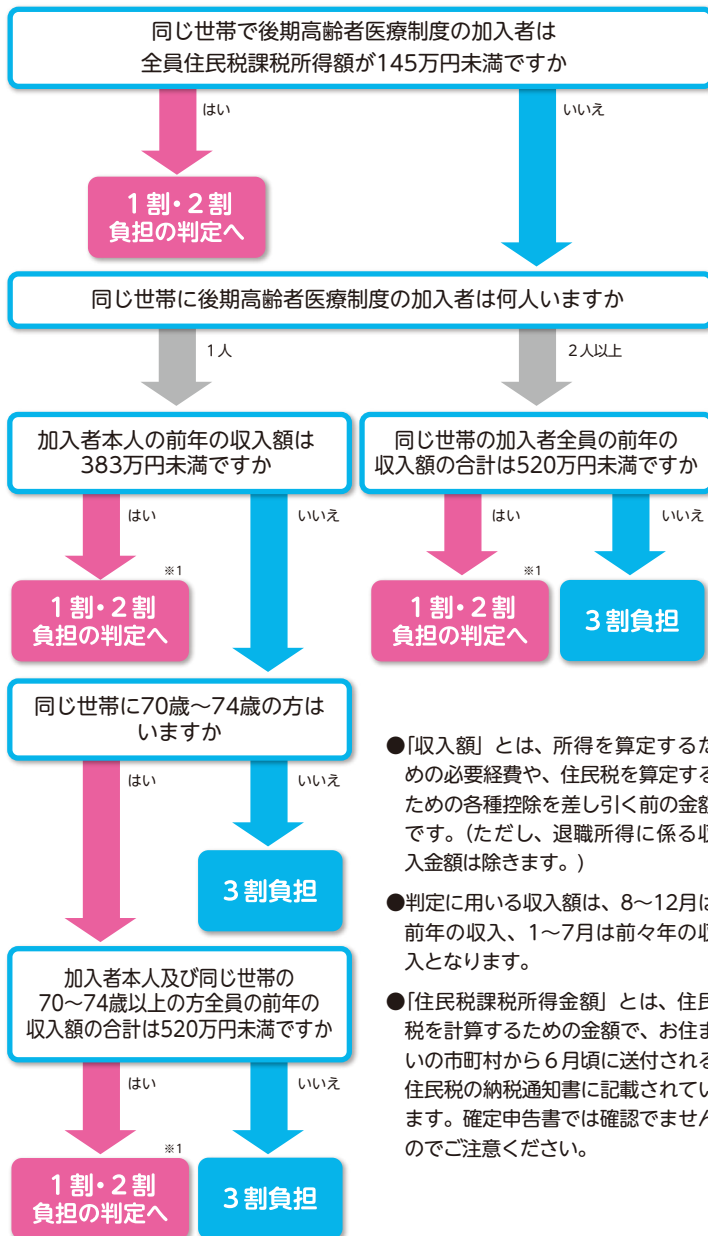


## こんなときは、お住まいの市町村窓口までお知らせください。

- 住所が変わったとき …… 保険証を差し替えます。
- 亡くなったとき …… ご遺族等の方は窓口まで。
- 生活保護を受けたとき …… 保険証をお返しください。
- 保険証をなくしたとき …… 再発行の手続きが必要です。

# 窓口負担割合の判定

## ● 3割負担の判定



●「収入額」とは、所得を算定するための必要経費や、住民税を算定するための各種控除を差し引く前の金額です。（ただし、退職所得に係る収入金額は除きます。）

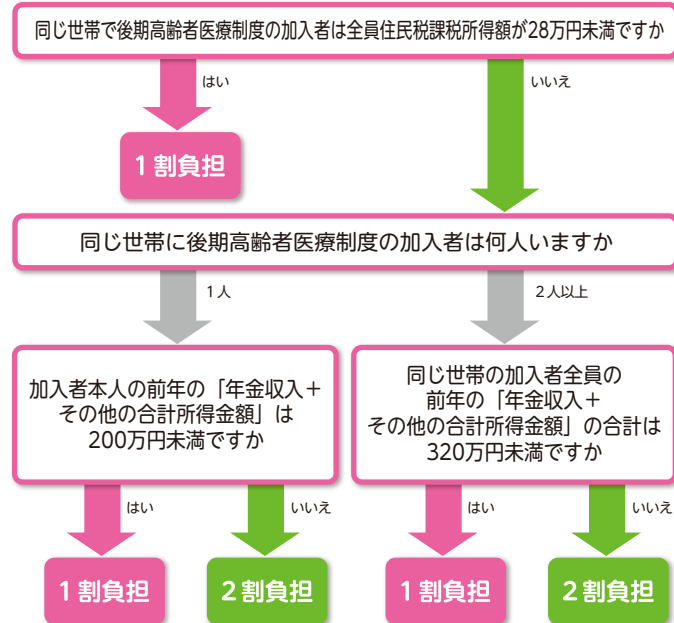
●判定に用いる収入額は、8～12月は前年の収入、1～7月は前々年の収入となります。

●「住民税課税所得金額」とは、住民税を計算するための金額で、お住まいの市町村から6月頃に送付される住民税の納税通知書に記載されています。確定申告書では確認できませんのでご注意ください。

※1 場合によっては基準収入額適用申請が必要となります。詳しくはお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

## ● 1割・2割負担の判定

1割・2割負担の判定へ となった場合、窓口負担割合が「1割負担」になるか「2割負担」になるかを判定します。



※住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

### 「年金収入+その他の合計所得金額」の考え方

- ・年金収入は、公的年金等控除を差し引く前の金額です。
- ・その他の合計所得金額は、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額です。

(注) 上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合、所得が0円またはマイナスになったとしても、売却額は収入額に含まれます。

(注) 住民税課税所得金額が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人および同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等（所得から43万円を引いた額）の合計が210万円以下の被保険者及び同一世帯の被保険者は1割負担もしくは2割負担となります。（申請は不要です。）

## 臓器提供の意思表示

- 臓器移植に関する法律により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう、すべての医療保険の被保険者証に臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。  
※意思表示欄の記入を義務付けるものではありません。記入は任意です。
- 臓器移植と臓器提供に関するご質問・お問い合わせ先  
(公社)日本臓器移植ネットワーク  
フリーダイヤル 0120-78-1069

# 医療機関にかかるとき

## ● 保険証を提示してください

医療機関での窓口負担割合は、現役並み所得世帯の方は**3割**、一定以上所得世帯の方は**2割**、それ以外の方は**1割**となります。



- 窓口負担割合は、世帯の所得と収入の水準で判定します。
- 医療機関等での窓口負担（食事代等は除く）は、医療機関ごとにそれぞれ1か月ごとの限度額までのお支払いとなります。
- 同じ月の外来と入院は別々に請求されます。

区分	対象者
3割負担	現役並み所得Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上※1
	現役並み所得Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上※1
	現役並み所得Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上※1※2※3
2割負担	一般（一定以上所得） 現役並み所得にあてはまらず、 住民税課税所得28万円以上※1※4
1割負担	一般 現役並み所得にも、一般（一定以上所得） にも低所得Ⅰ・Ⅱにもあてはまらない方
	低所得Ⅱ 住民税非課税世帯で、 低所得Ⅰ以外の方など
	低所得Ⅰ 住民税非課税世帯で、 ①世帯全員の所得がなく、 年金収入が80万円以下の 世帯員のみの方 ②老齢福祉年金受給者など

### 注意

- ※1 前年の12月31日（1月から7月までの場合は前々年）現在で、同一世帯に19歳未満の控除（扶養）対象者がいる世帯については、負担割合判定の際の住民税課税所得金額から、さらに調整額が控除されます。
- ※2 昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等（所得から43万円を引いた額）の合計が210万円以下の被保険者及び同一世帯の被保険者は1割負担または2割負担となります。
- ※3 以下の方は3割負担から2割負担または1割負担となります。  
○加入者本人の収入が383万円未満の方。（同一世帯にほか75歳以上の方がいない場合）  
○加入者本人と70歳以上の全員の収入合計額が520万円未満の方。  
※場合によっては基準収入額適用申請が必要となります。
- ※4 以下の方は2割負担から1割負担となります。  
○加入者本人の「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円未満の方。（同一世帯に75歳以上の方がいない場合）  
○加入者本人と同じ世帯の加入者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円未満の方。

## 現役並み所得（Ⅰ・Ⅱ）該当の方

市町村窓口で「限度額適用認定証」を申請し、保険証と一緒に医療機関に提示すると、負担限度額が下がります。

### 「限度額適用認定証」

有効期限 令和 7年 7月31日 交付年月日 令和 6年 8月 1日	
被保険者番号 01234567	
住所 静岡県大宮市大字久保6番地	
氏名 長寿 太郎	
生年月日 昭和 8年 5月 1日	
発効期日 令和 6年 8月 1日	
適用区分 現役Ⅰ	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	31906 山形県後期高齢者医療広域連合

※令和6年12月2日から現行の「限度額適用認定証」は発行されなくなります。

## 所得の少ない方（低所得Ⅰ・Ⅱ）

入院した時や、外来の医療費が高額になる時は、事前に市町村窓口で、「減額認定証」を申請し、保険証と一緒に医療機関に提示すると、負担限度額が下がります。

### 「減額認定証」

正式名称は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」といいます。

有効期限 令和 7年 7月31日 交付年月日 令和 6年 8月 1日	
被保険者番号 01234567	
住所 静岡県大宮市大字久保6番地	
氏名 長寿 太郎	
生年月日 昭和 8年 5月 1日	
発効期日 令和 6年 8月 1日	
適用区分 区分Ⅱ	
長期入院歴 当年度 月 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	31906 山形県後期高齢者医療広域連合

※令和6年12月2日から現行の「減額認定証」は発行されなくなります。

## ● 自己負担限度額（月額）

医療機関や調剤薬局での窓口負担については、世帯の負担を軽減するために、1か月の自己負担限度額を設けています。



所得区分	1か月の自己負担限度額※1	
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得Ⅲ	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% (140,100円※2)	
現役並み所得Ⅱ	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% (93,000円※2)	
現役並み所得Ⅰ	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% (44,400円※2)	
一般（一定以上所得）	18,000円（年間上限144,000円※3） （配慮措置有）	57,600円 (44,400円※2)
	18,000円（年間上限144,000円※3）	
低所得Ⅱ	24,600円	
低所得Ⅰ	8,000円	
		15,000円

- ※1 月の途中で75歳に到達した方の誕生月分の限度額は、2分の1の額（障がい認定で加入している方を除く）となります。
- ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、()内の金額となります。
- ※3 一般区分の外来（個人）について1年間（8月から翌年7月）の自己負担額の合計額に144,000円の上限が設けられます。

## ● 入院した場合の食事代

医療機関に入院した場合、医療費とは別に食事代を支払う必要があります。この食事代は、下記のとおり、負担区分により異なる金額となります。

負担割合	区分	食事代（1食につき）
3割負担	現役並み所得	490円※1
2割負担	一般（一定以上所得）	
1割負担	一般	230円
	低所得Ⅱ	
		過去1年以内の入院日数が90日以下の場合
	過去1年以内の入院日数が90日超えの場合	180円※2
	（90日超の入院日数は、当広域連合及び当広域連合へ異動する前の保険者または広域連合において、負担区分が低所得Ⅱの適用を受けている期間が対象になります。）	
	低所得Ⅰ	110円

- ※1 指定特定医療を受ける指定難病の方は280円になります。
- ※2 適用を受けるためには市町村窓口での申請が必要となり、申請月の翌月初日からの適用になります。申請には、入院日数が90日を超えていることが確認できるもの（領収書等）が必要です。当広域連合および当広域連合へ異動する前の保険者または広域連合において市町村住民税非課税世帯に属する被保険者である期間中の入院日数が90日を超える場合、申請により「長期入院該当」が適用されます。

## 高額療養費制度

1か月間に支払った医療費の一部負担金を合算し、その額が1か月ごとの限度額を超えた場合、申請により超えた金額を「高額療養費」として支給します。

申請が必要な方には広域連合から「高額療養費の支給申請のお知らせ」が届きますので、お住まいの市町村窓口で申請し、振込口座の登録をお願いします。（1度登録すると2回目以降の高額療養費は、登録した口座に自動的に振り込まれます。）

### 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える制度（配慮措置）があります

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、2割負担となる方の1か月の外来医療費の窓口負担増を、1割負担の額+3,000円以内に抑える配慮措置が適用されます。（入院の医療費は対象外）

同一の医療機関での受診の場合は、窓口での負担が上限額までとなります。複数の医療機関等を受診した場合は、後日上限額を超えた部分を高額療養費として口座振込により払い戻します。

## 特定疾病の治療を受けるとき

厚生労働大臣が指定する特定疾病〔注〕の場合の自己負担限度額（月額）は10,000円です。特定疾病の適用を受けるには「特定疾病療養受療証」が必要になりますので、事前に市町村の担当窓口で申請してください。なお、治療を受ける際は、保険証と一緒に医療機関等の窓口で提示してください。

〔注〕 ●人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全  
●血友病（血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害、または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害）  
●抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る）

## 高額介護合算療養費制度

同一世帯に属する加入者が8月1日から翌年7月31日までに支払った医療費の一部負担金と介護保険の一部負担金を合算し、その額が限度額を超えた場合、申請により超えた額を「高額介護合算療養費」として支給します。（限度額を超えた金額が500円以下の場合は、支給対象となりません。）

申請が必要な方には広域連合から「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」が届きますので、お住まいの市町村窓口で申請してください。（申請は毎年必要です。）

## あとから払い戻しが受けられるとき

次のような場合は、いったん窓口で全額を自己負担しますが、市町村の担当窓口で申請して広域連合が必要と認めた場合、自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができます。

〔申請に必要なもの：保険証、通帳、マイナンバーがわかるもの〕

こんなとき	申請に必要な書類
医師が疾病などの治療を行う上で、必要と認めたコルセットなどの治療用装具を作ったとき	●医師の意見書（診断書） ●内訳の分かる領収書
急病やけがなどで、保険証を提示せずに治療を受けたことがやむを得ないと認められたとき ※単に保険証を忘れた場合などは対象となりません。	●診療報酬明細書（レセプト） ●領収書
海外渡航中に、急病やけがなどでやむを得ず治療を受けたとき ※治療目的での渡航や日本国内で保険適用となっていない治療は対象になりません。	●診療内容明細書 ●領収書 ●日本語翻訳文

## 交通事故等にあつたとき

交通事故等により第三者（加害者）から傷害を受けた場合、加害者が医療費を負担するのが原則ですが、届出をすると保険証を使用して医療機関を受診することができます。詳しくはお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

＜届出が必要となる事故の例＞

- 自動車、自転車等による交通事故（自損事故も含む）
- 飼い犬に咬まれたことによる怪我、けんかによる怪我
- 飲食店等で発生した食中毒等



## ジェネリック医薬品を活用しましょう

今、飲んでいるお薬（先発医薬品）を、価格の安いジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えることで、お薬代の節約ができると見込まれる方に、「お知らせ」を8月頃に送付します。

かかりつけの医師や薬剤師に、ジェネリック医薬品への切り替えを相談してみてください。（お医者さんの判断で、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。）

### ジェネリック医薬品とは

処方されるお薬には先発医薬品とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と同じ成分を使って製造され、効き目や安全性が確認されているお薬です。また、お薬の価格が先発医薬品と比べて安いお薬です。

